

決済期限変更に伴う

取引先からのこんな質問には こう答えよう

高橋 寿太郎 地域金融機関支店長

Q1

約束手形の決済期限が
短くなると聞いたけど？



約

東手形は小切手のように受取人が銀行に持つていけば現金化できるというものはなく、「振出人が期日まで支払いを待ってもらう」ために利用されます。企業間取引では、仕入の商品受渡しと同時に代金支払いが行われず、「買掛」として一定期間取りまとめたうえで請求し、代金を支払う流れが一般的です。

このとき、現金決済での支払期日はおよそ1ヵ月後、下請法などにより遅くとも2ヵ月以内に決済しなければなりません。約束手形であれば現金決済よりもさらに遅い期日を指定でき、支払いまでの期間を延ばすことで発注側の資金繰りが楽になります。また、企業の信用度

を基にしているため、当座預金口座の残高が支払い金額より少なくなっても約束手形を振り出せ、高額取引も可能になります。

このように約束手形は先履行した取引に対して、取引先への支払いを一定期間猶予してもらい、振出人側の資金繰りの負担を軽減できる手段であり、企業の資金需要が旺盛で銀行融資が十分にそのニーズに答えられず、法人部門全体で資金が不足していた高度経済成長期においては、サブライチエーン全体で資金繰りの負担を分かち合う役割を果たしてきました。

しかし法人部門が資金余剰に転じ、また、金融に対する様々な規制が緩和されて資金調達がしやすくなった現代においても

なお、従来の存在意義があるかは疑問であるとの考えが多く挙がっています。

令和2年9月に中小企業庁が実施した「日本国内の企業を対象とする支払の実態に関するアンケート調査」(※)によると、現金(振込)サイトが平均すると約50日であるのに対し、約束手形は約100日と現金(振込)と比べて約2倍の長さでありました。

なお、現金(振込)の支払期日に約束手形が振り出される取引も多く、その場合は、物品等の納品から代金受取まで約150日とさらに長くなるとの回答もあり、約束手形での代金決済は現金取引と比べて支払いサイトが長く、他の決済手段と比べ